

事業概要説明シート（3）

【1 事業概要】

事務事業名	納税奨励金	担当課	税務課																								
根拠法令等	金沢市納税奨励規程	事業期間	昭和 25 年度～(69 年目)																								
事業内容	<p>■納税協力会による市税の納期内納付の件数等に応じて事務費相当額として納税奨励金を交付し、納税協力会の活動の活性化を図り、ひいては市税収入の確保に資する。</p>																										
	<p>(参考)納税協力会とは 金沢の公私協働の土壌を背景に、市税の納期内納付を目的に町会や職域等を単位に組織されたコミュニティで、H31年度当初時点で199団体が活動している。 会員への納付の呼びかけ、ポスターやチラシによる啓発のほか、納付書の一括送付を受けている納税協力会では、会長が集金や金融機関への納入を行っている。</p>																										
	<p>○事業詳細 各納税協力会が取り扱った市税の納期内納付の件数に応じ、納税奨励金を交付する。</p>																										
	<p>[対象税目] 市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税</p>																										
	<p>[納税奨励金の算定基準] 次の(1)、(2)の合算額（年度ごとに交付）</p>																										
	<p>(1) 納期ごとの納付に要する事務費相当額（①又は②）</p>																										
	<p>① 全会員の納付書を会長に一括して送付 @ 300円×納期内納付の件数</p>																										
	<p>② 各会員の納付書を個別に送付 @ 50円×納期内納付の件数</p>																										
	<p>(2) 協力会の運営に要する事務費相当額 各団体の納期内納付の件数に応じて段階的に算定</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納期内納付の件数</th> <th>事務費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 39 件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>40 ～ 199 件</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 ～ 299 件</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>以降、100件毎に20,000円増</td> </tr> <tr> <td>900 ～ 999 件</td> <td>190,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000件以上</td> <td>210,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			納期内納付の件数	事務費相当額	0 ～ 39 件	0 円	40 ～ 199 件	30,000 円	200 ～ 299 件	50,000 円	⋮	以降、100件毎に20,000円増	900 ～ 999 件	190,000 円	1,000件以上	210,000 円										
納期内納付の件数	事務費相当額																										
0 ～ 39 件	0 円																										
40 ～ 199 件	30,000 円																										
200 ～ 299 件	50,000 円																										
⋮	以降、100件毎に20,000円増																										
900 ～ 999 件	190,000 円																										
1,000件以上	210,000 円																										
<p>※ 協力会を新設した際は、(1)、(2)のほか、事務費相当額として20,000円を交付</p>																											
<p>[納税協力会の推移等]</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H24</th> <th>H27</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力会数</td> <td>292団体</td> <td>275団体</td> <td>250団体</td> <td>206団体</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>13,818人</td> <td>11,323人</td> <td>10,729人</td> <td>10,058人</td> </tr> <tr> <td>納期内納付率100%の協力会</td> <td>75団体</td> <td>81団体</td> <td>59団体</td> <td>49団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25.7 (%)</td> <td>29.5 (%)</td> <td>23.6 (%)</td> <td>23.8 (%)</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H21	H24	H27	H30	協力会数	292団体	275団体	250団体	206団体	会員数	13,818人	11,323人	10,729人	10,058人	納期内納付率100%の協力会	75団体	81団体	59団体	49団体		25.7 (%)	29.5 (%)	23.6 (%)	23.8 (%)
年度	H21	H24	H27	H30																							
協力会数	292団体	275団体	250団体	206団体																							
会員数	13,818人	11,323人	10,729人	10,058人																							
納期内納付率100%の協力会	75団体	81団体	59団体	49団体																							
	25.7 (%)	29.5 (%)	23.6 (%)	23.8 (%)																							
<p>[納税協力会の内訳]（H31年度当初199団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会関係 182団体 ・職域関係 8団体 ・その他 9団体 																											

【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 1,133.2	万円 1,081.8	万円 1,027.6	万円 965.3	万円 1,000.0
指標 納期内納付率	94.1%	95.2%	95.6%	96.4%	—
指標 納税協力会会員数	10,729 人	10,569 人	10,321 人	10,058 人	—

【3 市の評価】

	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	対象・水準の適正化
一次評価 (担当課評価)	市税の納期内納付率の向上と納税協力会の活動の活性化を促すため、納税奨励規程を改正し、著しく会員数の少ない納税協力会や納期内納付率が継続して低い納税協力会に対する納税奨励金の交付について見直しを検討する。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
納税協力会の会員が年々減少するなど、制度の効果が薄れていることから、納期内納付率の向上と協力会の活動の活性化を促すため、制度内容の見直しを検討する必要がある。				

納税協力会会員異動届(加入)

(あて先)金沢市長

年 月 日

納税協力会名

協力会番号

協力会長氏名

(印)

住所	
氏名	(印)
整理番号	
整理番号	

※加入ご希望の方は、太枠内の住所・氏名・整理番号のご記入と押印のうえ、納税協力会長へご提出をお願いします。

※整理番号は、納税通知書に記載されている整理番号をご記入ください。

納税協力会への加入方法

加入したい納税協力会を知りたい場合は、お問い合わせください。納税協力会に加入を希望される方は、納税協力会長へ申出または左記の「納税協力会会員異動届(加入)」を提出してください。

※市・県民税(普通徴収分)と固定資産税・都市計画税で整理番号が同一の場合、どちらかのみ加入はできません。

納税協力会の新規設立

新規設立には、納税義務者20人以上の会員で構成されていることが必要です。

(提出書類)

- 1 納税協力会設立届
- 2 役員・会員名簿
- 3 規約
- 4 納付書送付方法届及び委任状
- 5 口座振替支払依頼書

(提出先)

金沢市税務課

お問い合わせ

金沢市納税協力会連合会

〒920-8577

金沢市広坂 1-1-1 (金沢市税務課内)

TEL 076-220-2148

FAX 076-220-2154

納税協力会のしおり



金沢市納税協力会連合会

金 沢 市

納税協力会とは

納税協力会は、金沢の公私協働の土壌を背景に、市税を納期限内に納めることを目的として、町会などの一定地域や職域を単位に組織された歴史と伝統あるコミュニティのひとつです。

大正12年(1923年)、町会単位に「納税組合」が設立されました。当時は市税とともに、市営電気会社の電気料も集金していました。

納税組合は、電気事業が民間に移ったことに伴い一時消滅しましたが、昭和25年(1950年)、金沢市が「納税組合」の復活を呼びかけ、201団体が再設立されました。

その後、名称が「納税組合」から「納税協力会」に改められ、今は206団体(平成30年度)が活動しています。

納税協力会の活動

納税協力会では、会員に対して市税の納め忘れがないよう、呼びかけや回覧などを通じ、次の活動に自主的に取り組んでいます。

- ① 納期限内納付の推進
- ② 納税意識の高揚

納税協力会で取扱う税目

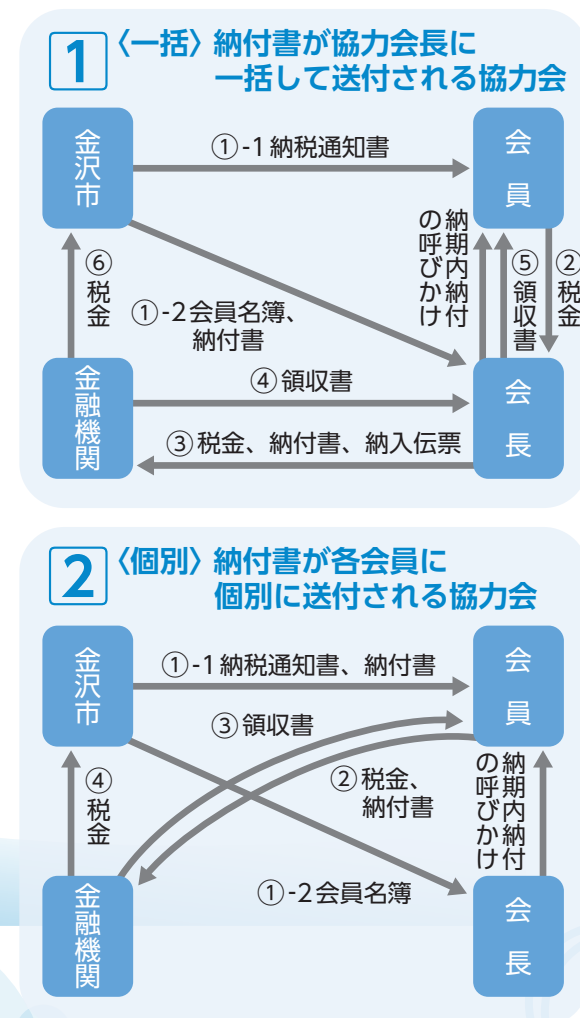
- ① 市民税・県民税(普通徴収分)
- ② 固定資産税・都市計画税

納税奨励金

納税協力会に対して、「金沢市納税奨励規程」に基づき、納期限までに納付した市税の件数等に応じて、納税協力会会員の納期限内納付に対する事務費相当額が、金沢市から納税奨励金として交付されています。

納税協力会の種類

市税の納付書の送付方法によって、**①納付書が協力会長に一括して送付される協力会**と、**②納付書が各会員に個別に送付される協力会**の2種類があります。



金沢市納税奨励規程

昭和37年4月1日

告示第10号

第1条 納税思想の啓発及び納税成績の向上を図るため、この規程により設置する納税協力会及び納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第2条第1項に規定する納税貯蓄組合で市民税（普通徴収に係る個人の市民税に限る。）、固定資産税又は都市計画税の各税（以下「市税」という。）を納入する組合（以下「納税協力会等」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付する。

第2条 納税協力会等は、納税資金の貯蓄を図り市税を期限内に納入するため、一定地域又は職域内若しくは同一業種の納税義務者で組織するものとする。

第3条 納税協力会等を設置しようとするときは、代表者は次の各号に掲げる事項を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員又は組合員（以下「会員等」という。）の住所、氏名を記載した名簿

第4条 納税協力会等は、解散しようとするとき、規約を改正しようとするとき、又は役員若しくは会員等に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第5条 奨励金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額は、納税貯蓄組合法第10条第1項ただし書に規定する費用の額を限度とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる市税の納付件数（会員等に係る納期ごとに納付すべき市税の件数（固定資産税及び都市計画税にあっては、これらをあわせて1税目とみなして算定した件数とする。以下同じ。）のうち、当該納期限までに納付した市税の件数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

市税の納付件数の区分	額
40件以上200件未満	30,000円
200件以上300件未満	50,000円
300件以上400件未満	70,000円

400件以上500件未満	90,000円
500件以上600件未満	110,000円
600件以上700件未満	130,000円
700件以上800件未満	150,000円
800件以上900件未満	170,000円
900件以上1,000件未満	190,000円
1,000件以上	210,000円

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額に、市税の納付件数（口座振替の方法により納付された市税の納付件数を除く。以下この号において同じ。）を乗じて得た額

ア 納税協力会等が会員等に係るすべての納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数1件につき300円

イ 会員等が個々に納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数1件につき50円

(3) 一の新たに設立した納税協力会等につき、20,000円

2 前項第2号に規定する市税の納付件数を算定する場合においては、すべての納期に係る納付額に相当する金額の市税を一括して納付した場合の件数は、これを1件とみなす。

第6条 市長は、前条の規定によりその額を算定した当該年度に係る奨励金を、当該年度の末日までに交付する。

第7条 市長は、納税成績の優良な納税協力会等及び会員等で、納税上特に功労があった者に対し表彰することがある。

2 市長は、納税成績が不良で改善の見込みがないと認められるもの、又は著しく会員等の減少した納税協力会等に対してその承認を取り消すことができる。

第8条 市長は、必要に応じ、納税協力会等に対し改善上の指示を与え、又は諸帳簿その他の書類の提示並びに報告を求めることができる。

附 則（抄）

この告示は、昭和37年4月1日から施行する。